

議案第64号

新居浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成24年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第6条第1号ア中「又は氏」を「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）又は氏若しくは旧氏」に改め、同号イ中「以下「通称」という」を「住民基本台帳法施行令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ」に、「備考欄に記録されている」を「備考欄に記載がされている」に改め、同条第2号中「氏名」を「氏名、旧氏」に改める。

第7条第1項第3号を次のように改める。

（3）氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票

に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)

第7条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）」を「磁気ディスク」に改める。

第12条第5号中「、氏」を「、氏（氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

#### 提案理由

住民基本台帳法施行令の一部が改正され、氏に変更があつた者の旧氏の住民票への記載に関する事項等が定められたことに伴い、当該旧氏の印鑑登録証明書への記載に関する事項等を定めるため、本案を提出する。